

## 申請に対する処分

処分名	一般廃棄物処理業の変更の許可
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項
所管課	環境対策課

### 1 審査基準

#### (1) 申請を行うことができる人又は団体

一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者で、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとする人又は団体

#### (2) 申請の方法

「一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書」(奄美市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第13条に規定)に、当該様式に掲げる書類を添付して提出する。

#### (3) 許認可等の要件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第2項の要件に該当していること。

(別資料参考)

### 2 標準処理時間

30日

(別資料)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（変更の許可等）

第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。